町村の購読料は会費 の中に含まれておりますん

每週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号: 電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955 発行人 山中昭栄:定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697 http://www.zck.or.jp

がたい評価額が付いている。

人口15万



2000年新地方自治法施行で画期的 てみた。 年)6月3日に極めて重要な最高裁判 産税賦課業務について昨年(2010 あったが、信じがたいほど 「気づき力」 「自治」体の意識は変わるはずで 「自治能力」が後退しつつある。当 自治事務中の自治事務、 自治能力後退にさえ気づいてい 私事を契機にいささか調べ 固定資

が無価値以下と思っているのに、 筆者の実家の宅地には、 家族·親族 信じ

> 現状とは無関係に宅地評価額が決まる 度がいつかも無知。それ以上に、現地 知らなかった。そもそも評価替えの年 実態を知り愕然とした。 員が評価額の決定と納税通知の関係も 人の市の資産税課の課長補佐を始め全

それほど至高の価値なのだろうか。

あれもご

自 治 の

肝

は

制

度 か

か

これも「自治」に任すことは

九州大学大学院法学研究院教授

木き 佐き

茂げ

男ぉ

開されていたこの総務大臣「告示」は 治体も国民も高額の解説付き書籍とし 自治事務の執行基準なのに、 力した。かつてはインターネットで公 388条1項)なるものを見ようと努 おうとしてもチンプンカンプンであ 資産評価額と固定資産税納税通知を争 普通の市民は地方税法を見て、 『固定資産評価基準』(地方税法 今では自 固定

> い入手困難なもの。 て官僚の天下り協会から購入するしか しかも、 ネット書店でも買えな

価額の審査申出書など、 自治体の中にはホームページで、 結構ふんだん

中には、「正副二通」 個々の自治体窓口で職員に聞くしかな 求めるところもある。地方税法432 提供の基幹的部分は全国一律であっ い方自体や審査申出方法に関する情報 基準などの地域個性はありえても、 しさのあまり、手で顔を覆っていた。 る、という。部下の職員たちは恥ずか の住民との間で「平等原則違反」にな 法の主張を認めると、モノ言わない他 な関係情報を公開しているところがあ い。上記の課長補佐は、 固定資産評価のような手続は、 どこが悪いのだろうか。自治体の あまりに全国バラバラである。 ざ正副二通の提出 条2項は、 を求める行政不服 の審査申出書を 筆者の評価 、わざわ 評価 争

規定の準用を排除 論が必要ではない が、どのような形 れるのか。 治」条例なら許さ 審査法9条2項の を探る根本的な議 か。今、自治の「肝 しているが、 に委ねられるべき どの課題、 誰の「自治」 É

政 策 社会保障・税番号大綱について 内閣官房社会保障改革担当室主査 佐々木 大……(2) フォーラム 「木」をキーワードに、都市と農村の交流で町の活性化を € -植えて育てる林業から、伐採し、活用し、植える林業へ― =埼玉県ときがわ町……(5) 報 町村Navi 情 活 動 平成二十二年度公有物件災害共済事業の概要報告…………(12) 過疎化が進む山間地域における町づくり… 和歌山県紀美野町長 寺本 光嘉……(15) 随

● 写真募集 ●

表紙に掲載する写真を募集 しています。採用者には、 粗品を差し上げます

写真には撮影者の住所、氏 名及び撮影場所・日時を明 記して下さい。

なお、採否は当方に一任願 います。

送り先:全国町村会・広報部

策

政策解説

村

社会保障 税 番号大綱につい

内閣官房社会保障改革担当室主査

佐々木 大

番号制度で何ができるのか

(1)よりきめ細やかな社会保障給付の実現

- 「総合合算制度(仮称)」の導入
- 高額医療・高額介護合算制度の現物給付化
- 給付過誤や給付漏れ、二重給付等の防止

(2) 所得把握の精度の向上等の実現

(3) 災害時における活用

- 災害時要援護者リストの作成及び更新
- 災害時の本人確認
- 医療情報の活用
- ▶ 生活再建への効果的な支援

(4)自己の情報や必要なお知らせ等の情報を 自宅のパソコン等から入手できる

- ▶ 各種社会保険料の支払や、サービスを受けた際に 支払った費用(医療保険・介護保険等の費用、保 育料等)の確認
- 制度改正等のお知らせ
- ▶ 確定申告等を行う際に参考となる情報の確認

(5) 事務・手続の簡素化、負担軽減

- ▶ 所得証明書や住民票の添付省略
- ▶ 医療機関における保険資格の確認
- > 法定調書の提出に係る事業者負担の軽減

(6)医療・介護等のサービスの質の向上等

- ▶ 継続的な健診情報・予防接種履歴の確認
- 乳幼児健診履歴等の継続的把握による児童虐待 等の早期発見
- ▶ 難病等の医学研究等において、継続的で正しい -タの蓄積が可能となる
- 地域がん登録等における患者の予後の追跡が容 易となる 介護保険被保険者が市町村を異動した際、異動
- 元での認定状況、介護情報の閲覧が可能となる
- 各種行政手続における診断書添付の省略 ▶ 年金手帳、医療保険証、介護保険証等の機能の
- -元化

はじめに

度設計の内容等について、 決定 23年1月31日政府・与党社会保障改革 策定作業を念頭に、 検討本部決定)、 番号制度についての基本方針」 会保障·税番号大綱」 に関わる番号制度に関する実務検討会 !障改革検討本部会議が開催され <u>\\ \</u> 本大綱は -成23年6月30日、 (平成23年4月28日社会保障·税 を踏まえ進めてきた検討に基づ 体的に法令その他で措置する制 「社会保障・ 「社会保障・ 政府・ が決定され 政府 税に関 与党として 今後の法案 税番号要 与党社会 (平成 え わる

所得把握の精度の向上等の実現に 関するもの

う国税・地方税の賦課・徴収に関する事 法令又は条例に基づき税務当局が行 (申告書の処理、調査等)

や

体に関わる事項について紹介すること

主に、

地方公共団

私なりの見解を述べてみたい。

方向性を示すものである。

2 番号制度で何ができるのか

の機 (一)よりきめ細やかな社会保障給付 的に述べている。 大綱第2の2においては、 といった、 関で、 「番号制度で何ができるの 利用場面について具体 それぞれ

か

実現

の

る情報を、 社会保障の給付や負担の状況に関 個人や世帯の状況に応じたきめ細 な社会保障給付の実現が可能に かつ効率的にやり 国・地方公共団体等相互で 取りすること

べ

正

確

る。

回 自己の情報の入手や必要なお知ら せ等の情報の提供に関するもの

覧可能となり、 の情報や、 情報を自宅のパソコン等から容易に閲 国民が、 すく なるなど国民の利便が高まる。 利用するサービスに関する 社会保障・税に関する自分 必要なサービスを受け

(五) 事務・手続の簡素化、 関するもの 負担軽減に

が図ら 等間で、 事務・ 利便が高まる。 の 玉 要な情報を適時にや 取り 負担が軽減され 玉 地方公共団体等 ń 手続の簡素化 地方公共団体 することで 申請等に必 国民及び

なり とにより、 率的に名寄せ・突合することが可能と 及び「法人番号」を活用する。このこ 番号」 る各種所得情報や扶養情報について より正確な所得把握に資する。 又 は 例えば、 「法人番号」 税務当局が取得す を用いて効

\equiv 災害時の活用に関するも

ത

の効果的な支援といった取組に活用可 能である。 者リストの作成及び更新、 防災福祉の観点から、 医療情報の活用、 災害時要援護 生活再建 災害時の本

政 策

○制度上の保護措置

- 第三者機関による監視
- 自己情報へのアクセス記録の確認
- 法令上の規制等措置
- 罰則強化
- ○システム上の安全措置

(六) 医療・介護等のサービスの質の向 上等に資するもの

用いることや、 や費用対効果を見極めつつ、医療・介 手続の中で、医師の診断書等の添付を 療・介護等のサービスの内容の情報を 個々人の心身の状況や提供された医 衛生・医療水準の向上に資するよう 護等のサービス関係者からの意見を踏 添付を省略するなど、施策の優先順位 求めているものについて、その書面の 医療・介護等のサービスの質や公衆 引き続き検討を進める。 また、行政等の事務や

安心できる番号制度の構築

3

以下のような措置を講じることとして の観点から整理している。具体的には 上の保護措置とシステム上の安全措置 を踏まえた必要な措置について、制度 高裁合憲判決(最判平成20年3月6日) 住民基本台帳ネットワークシステム最 害への懸念)を払拭するための措置や、 突合に対する懸念、 家管理への懸念、 に対し、国民の間に生じる懸念(①国 大綱第2の4においては、 ②個人情報の追跡 ③財産その他の被 番号制度

ついて説明し、 伺い、要綱に反映させている。 において、 5月には、 東京において、 各市長に対して番号制度に 全国市長会の各支部総会 意見交換を行うととも 各都道府県·指定

- 個人情報の分散管理
- 「番号」を直接用いない情報連携
- アクセス制御
- 個人情報及び通信の暗号化

公的個人認証等

とする必要がある。 もって本人確認の手段としない取扱い 本人確認を行う際は、 なお、成りすましを防ぐ観点から 「番号」のみを

今後の進め方

4

利用場面を記載している。 対する各府省の検討結果に基づいて、 ており、大綱においては、 意見を照会し、回答・提案をいただい 市長会・全国町村会の地方三団体に対 本年1月にかけて、全国知事会・全国 年12月3日)に基づき、昨年12月から 関する実務検討会中間整理」(平成22 して、番号制度の利用場面等について)地方公共団体との連携 「社会保障・税に関わる番号制度に この提案に

村会を通じて地方公共団体から意見を 行うとともに、要綱の策定に当たって 実務検討会構成員との間で意見交換を において、地方六団体の代表の方々と 4月13日には、第7回の実務検討会 全国知事会・全国市長会・全国町

今後のスケジュール

番号制度の導入時期については、制度設計や法案の成立時 変わり得るものであるが、以下を目途とする。

- ▶H23年秋以降 可能な限り早期に番号法案及び関係法案 の国会提出
- 案成立後、可能な限り早期に第三者機関を設置
- |26年6月 | 個人に「番号」、法人等に「法人番号」を交付
- 127年1月以降 社会保障分野、税務分野のうち可能な範囲 で「番号」の利用開始
- H30年を目途に利用範囲の拡大を含めた番号法の見直しを 引き続き検討

等についての担当課長説明会」を開催

町村会を通じて地方公共団体から意見 会構成員との間で意見交換を行うとと 6月24日開催の第10回実務検討会にお を伺い、大綱に反映させている。 もに、全国知事会・全国市長会・全国

等が相互に意見交換を行う場を設ける も踏まえながら、番号制度の実現に向 など、地方公共団体・関係機関の実情 く設けるとともに、国・地方公共団体 に出向き、 今後、さまざまな機会を捉えて地方 説明や意見交換の場を数多

都市に対して「社会保障・税番号要綱 説明・意見交換を行ったところで

大綱を取りまとめるに当たっても 地方公共団体の代表と実務検討

とする。 期在留者、 法第30条の45の表の上欄に掲げる中長 れている日本の国籍を有する者及び同 13号の住民票コードが住民票に記載さ 帳法(昭和42年法律第81号)第7条第 特別永住者等の外国人住民

するものとする。 を書面により個人に通知するととも 民票コードに一対一対応した「番号」 民票に住民票コードを記載した場合に は、番号生成機関から指定された、 人に係る住民票に当該 市町村長は、出生等により新たに住 住民基本台帳法に基づき、 「番号」を記載

号」の悪用により不利益を受けた場合 法案策定時まで引き続き検討する。 の負荷等の観点も踏まえ、今後、 れるが、行政事務コストやシステム上 その他市町村長が適当と認める場合等 要件を設けないこととする案や、 変更請求の要件等については、 号」の変更を請求することができる。 に請求できることとする案等が考えら また、「番号」を通知された者は、「番 特段の

けて議論・検討を進めていく。

5

の授権に基づく政省令に規定する内容 について触れている。 大綱第3においては、 法律又は法律

(一) 個人に付番する「番号」

付番対象となる個人は、住民基本台

(二)「番号」を告知、利用する手続の

策

げる範囲を念頭に置きつつ、さらに法 案策定までに精査することとしている。 については、当面、以下の各分野に掲 国民が「番号」を告知、利用する手続

国民年金及び厚生年金保険、 する手続 給付の受給及び保険料の支払いに関 年金、恩給等の被保険者に係る届出 付企業年金及び確定拠出年金、共済 確定給

医療分野

健康保険(国家公務員共済組合法及 び地方公務員等共済組合法に関する 険料に関する手続 法等の被保険者資格に係る届出 短期給付を含む)及び国民健康保険 保

介護保険分野

Щ る手続 介護保険の被保険者資格に係る届 保険給付の受給、 保険料に関す

福祉 分野

町

る手続 児童扶養手当、特別児童扶養手当 特別障害給付金等の支給申請に関す

労働保険分野

国税又は地方税に関する法令若しく 雇用保険の被保険者資格に関する届 支給に関する手続 定所への求職申込、 失業等給付の受給、 労災保険給付の 公共職業安

は地方税に関する法令に基づく条例

の規定により税務署長等又は地方公 これに係る利用 共団体に提出する書類への記載及び

個人がマイ・ポータルを通じて、

(1)

その他

災害等の異常事態発生時の金融機関 うち条例に定めるもの 社会保障及び地方税の分野の手続の

(三)「番号」に係る個人情報とは による預金等の払戻し等に係る利用

報がこれに該当することとなる。 用する手続のために保有される個人情 個人情報であり、「番号」を告知、 以下に挙げる事項が「番号」に係る 利

① 番号.

②情報連携基盤を通じた情報連携の対 象となるものとして法定された社会 保障及び税分野の個人情報

③(情報連携基盤を通じた情報連携の において「番号」と紐付いて扱われ 対象とはならないものの、)法令に る社会保障及び税分野の個人情報 基づき「番号」を取り扱い得る事務

(四)「番号」に係る本人確認等の在り方

措置に努めることとし、「番号」のみ で本人確認を行うことを禁止すること している。 本人確認及び「番号」の真正性確保

(五) 自己情報の管理に資するマイポー

号」に係る個人情報等を確認できるよ に合わせて表示することができるマ うに、かかる情報を、個人一人ひとり イ・ポータルを設けることとする。 情報保有機関が保有する自己の 不番

> とができることとする。 個人情報の確認、③電子申請、④行政 機関等からのお知らせの確認を行うこ 機関が保有する自己の「番号」に係る てのアクセス記録の確認、 自己の「番号」に係る個人情報につい ②情報保有

(六)マイ・ポータルへのログイン等に 必要なーCカード

の適切な措置を講じることとする。 ド交付時に厳格な本人確認を行い、 的個人認証サービス等を活用しつつ 基本台帳カードの交付同様、 加え、何点か改良するものとし、 住民基本台帳カードが有する機能等に 住民基本台帳カード、住基ネットや公 正取得の防止や偽変造の防止等のため - Cカードは、可能な限り、現行の ーCカー 不

ととする。 効期間を現行の3年から5年に延長 するために、現在は署名サービスのみ し、公的個人認証の利便性を高めるこ に認証用途を付加し、電子証明書の有 に限られている公的個人認証サービス さらに、マイ・ポータルにログイン

(七) 第三者機関

機関、地方公共団体、関係機関又は 報連携基盤等の監査及び情報保護評価 調査に関する権限・機能」、「発見・調 ける個人情報の保護等を目的とする委 に関する権限・機能」等を有し、 査した問題を解消する権限・機能」、「情 員会を置くこととし、「問題の発見 内閣総理大臣の下に、 番号制度にお 行政

> 号」に係る個人情報の取扱いに関する 号」を取り扱う事業者による「番号」 を行うこととしている。 の機関と接続する部分の監査等の業務 苦情の処理、情報連携基盤及びその他 に係る個人情報の取扱いの監督、「番

(八) 罰則

要に応じて国外犯処罰規定及び両罰規 関の職員等以外も主体となり得るもの 関の職員等を主体とするもの、行政機 定を設ける。 について、処罰する罰則を創設し、 行政機関、 地方公共団体又は関係機

6 終わりに

周知等、まだ多くの課題が残っている。 住民の利便性向上につながるといった 地方公共団体の今までの業務が見直さ 窓口事務の改善、情報連携を含めた地 な実施を図るために、庁内の準備体制、 業務に関わる部分が多く、制度の円滑 いるが、番号制度は、 現在、法案策定に向けた作業を進めて 大きな効果が期待できる。 方公共団体のシステム改修、住民への しかし、番号制度を導入することで、 社会保障・税番号大綱が決定され 、新たな行政経営を行うこととなり 地方公共団体の

 $\binom{9}{2}$ 向けた作業を進めていくこととした 団体の意見を伺いながら、法案策定に 今後も全国の町村はじめ各地方公共

▷「木の産業」の源である、国宝「法華経一品経」を有する、都幾山慈光寺

地域資源を活かした活性化策

現地レポ-

ドに、 「木」をキーワ 都市と農村の交流で町の活性化を

植えて育てる林業から、伐採し、活用し、植える林業へ



らの優れた技術と地元の良質な森林 木工職人たちがこの地に定住し、彼

埼玉県ときがわ町

刹あり。鎌倉時代、寺の建立のため

にあります。良材のあるところに名

、いっぽん) 経」を有する、「慈光寺_

も数少ない国宝である「法華経一品

この産業の発展の源は、埼玉県で

に各地から呼び寄せられた「番匠(ば

んじょう)」と呼ばれる大工などの

ときがわ町は 首都圏に近い「木のまち」

ときがわ町は、埼玉県の中央部に

てきた町です。 ち7割が森林であり、その森林の多 内と、比較的都心に近い場所にあり される木材関連産業を中心に発展し この材料を利用した建具産業に代表 くがスギ・ヒノキなどの針葉樹で 町の面積60平方キロメートルのう 都心から60キロメートル圏

の活性化への取り組みをご紹介しま きがわ町が誕生しました。今回は、 であると言われています。 貸源を活用する「木」を活かした町 合併後のまちづくりの施策と、森林 が合併して、人口約1万3千人のと 貸源を基に起こしたのが、建具産業 平成18年2月、都幾川村と玉川村

着手であった公共施設の耐震化工事

これまで財政的理由で未

合併特例債を有効に活用し、順

比率は3・5にとどまっています。

全化に努めてきました。その手法は

)、バランスシートにより財政の健

合併後のときがわ町にも生かされて

平成21年度決算で実質公債費

経営に対する考え方をいち早く導え

合併前の玉川村では、民間企業の

「ときがわ方式」による

公共施設の内装木質化

リジナリティ」、「ローコストマネー

「イノベーション(意識改革)」、「オ

林資源を有効に活用する「ときがわ ジメント」の3つの理念と、町の森

方式」が生かされています。

には、

ときがわ町政運営における 特に小中学校の大規模改造

の工事、

▽木質化した学校の廊下



■森林環境と教育環境を同時に改善

項のひとつでした。全国的にも戦後 める荒廃した山林の再生が、 ときがわ町では、 面積の7割を占 懸案事



△ツルが巻き付き、 荒廃した山林 枝打ちもされていない

校舎のうち、

80%以上は鉄筋コンク

次実施しているところです。これら

đ が十分に行われなく どにより森林の手入れ 価格の下落等の影響な 期を迎える一方、 源として利用可能な時 下を生じさせていま 来森林が持つ機能の低 養、土壌保全など、本 素吸収機能、 なった結果、二酸化炭 水源かん

取り戻すためには、

採と植林のサイクルが一定のリズム 取り入れることで、学校の雰囲気が そのため、地域の森林資源を積極的 切に木を利用することが必要です。 促進されることを狙ったものです。 で行われ、 と同時に、地域産材の活用による伐 落ち着き、教育再生の一助になるの 日々の生活を送る校舎にぬくもり 育環境の整備方法は、子どもたちが 年度から取り組んでいます。この教 に小中学校の内装に用いるなどの 公共施設の内装木質化」に平成12 いやし効果を持つ素材「木」を その結果山林の活性化が

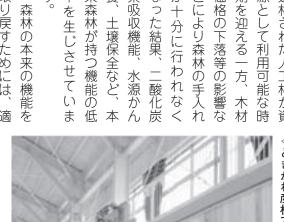
「ときがわ方式」の教育環境整備

戦後全国に建てられた小中学校の

壁を塗り替え、屋上の防水加工を行 修方法として、 らの校舎は、建替えあるいは改修の は50~60年といわれています。これ リート造で、この種の建築物の寿命 舎は生まれ変わります。 で新築同様の「木の学校」として校 を考慮しつつ、最も経費を抑えた改 時期が迫りつつありますが、安全面 い、同時に内装も木質化をすること 耐震補強を施し、

造の小学校2校、 造小学校1校と、鉄筋コンクリート 町の手法では、 るそうです。これに対してときがわ 仮に木造新築の学校を建築した場 1校で10億円以上の経費がかか 財政を圧迫することなく木 新築1校に満たない 中学校2校をリ

造林された人工林が資



▽ときがわ産材で生まれ変わった、都幾川中学校体育館

森林再生には、木を適切に使うことが大切

の期間に工事を行い、 間で実施可能なこの方法は、 きがわ方式」として注目されていま 改修による教育環境の整備は、 この地域産材での内装木質化と耐震 建替えと比較して低コスト、 <u>ك</u>

くりのモデルとなっています。 ることのできる、新たな木の学校づ れ変わった校舎で子どもたちを迎え ■重要な山林の循環サイクル 新学期に生ま 夏休み

や安全性の向上などに効果が見られ 内装木質化、木造の地域集会所や観 ました。また、役場庁舎や公民館の 持つ調湿機能による健康面への効果 教育施設の内装木質化は、 木材の

> こだわっています。 の名札に至るまで、 光施設、庁舎内のサイン類や町職員 「木づかい」に

第2768号

ニューアルすることが出来ました。

循環のサイクルを確立することは 常に重要です。 部の都市部の人たちにとっても、非 川の上流部の私達にとっても、下流 等が期待されます。こうした「伐採 水のかん養、二酸化炭素の吸収効果 ンスよく混交林として植樹すれば 木材を資材として積極的に活用 活用し、植える」という山林の 伐採後は針葉樹と広葉樹をバラ

造化・木質化等に関する指針」を策 自治体では初となる「町有施設の木 に伴い、ときがわ町では埼玉県内の 公共建築物木材利用促進法の施行 定し、さら

えて育て の結びつき 費する川下 を供給する ため、木材 ら前進する る」林業か ようとして 興を推進し なる林業振 います。「植 上と、消

> 考えています。 木材全体の需要拡大に取組みたいと

観光入込客数 100万人を目指す

重要な資源にもなります。 田舎であることの一つ一つの要素が 田舎であることは、見方を変えれば きる、都会から近い「田舎」です。 ■都心に近い田舎の利点を活かして ときがわ町は、 都心から日帰りで

ただく施設を中心に整備を進めてい 町では、手軽に田舎を楽しんでい



△渓谷のほとりに古民家のたたずまいの日 帰り温泉施設「四季彩館」

を強化し、

る施設、 ことを資源として捉え、地域の人的 設は、どれも環境の良い田舎である を楽しめる施設、清冽な水をたたえ であるうどん・そば打ちが体験でき の発想力と想像力で地域固有の観光 観光」ではなく、地域と行政が自ら 業者が観光商品を開発する ます。ときがわ町の観光は、 交流体験型の施設です。 の優位性に着目した、都市と農村の 資源をも活用し、東京から近いこと る施設。これら町が整備した観光施 た渓谷のほとりで温泉入浴が楽しめ 地元のお母さんたちの指導で伝統食 商品を開発する「着地型観光」です。 澄んだ空気の中で星空観測 「発地型 観光事

■原木キノコを特産品に

ています。 キ間伐材の有効活用として期待され 発生させる技術は、豊富にあるヒノ 物づくりとして、原木栽培によるキ 葉樹であるヒノキ原木からナメコを に、これまで不可能とされてきた針 / コの生産に取り組んでいます。特 近年ときがわ町では、新たな特産

ができます。原材料の原木調達から うどん店やそば店などで味わうこと 客に対して販売されるほか、 4か所の町有直売施設で、主に観光 タケなどのキノコ類は、町内にある 生産したナメコ、マイタケ、 町内の

町

村

▽ヒノキ間伐材に発生したナメコ



です。 も、都心に近い田舎ならではの利点 ときがわ町内で完結できます。これ 店などキノコ流通の一連の流れが 栽培地である山林、 販売施設や飲食

の者を驚かせます。 との返事は珍しくなく、 賑わいます。どこから来たか聞くと、 は白石峠を目指すサイクリスト達で で「聖地」のごとく扱われるように わ町は自転車ロードレース大会の 了後、コース上で最大の難所である コースの一部になりました。国体終 ■サイクリストを「客」に取り込め |東京の○○区から走ってきました_ 百石峠」は、サイクリスト達の間 2004年の埼玉国体で、ときが 折からの自転車ブームで週末 私たち地元

> これまでただの通過者であったサイ こうと考えています。 え、「お客様」としてもてなしてい が増えると交通事故の発生が懸念さ 施設を利用してもらえる仕組みを整 クリスト達に町内の店舗や温泉入浴 のマナーアップを呼びかけた上で なものとなります。今後は、 た走行は、地域住民にとっては迷惑 しかし、 交通の妨げになるルールに反し 生活道路の自転車交通量 自転車

> > ⊞J

努力しています。 込客数を、28年度までには100万 22年度の時点で9万人である観光入 人にまでに拡大することを目標に、 これら様々な手段を講じて、平成



▷難所「白石峠」に集うサイクリスト

合併後の基盤整備の推進

▽iかわらばんの情報端末

|町が主体的に情報通信基盤を整備

間事業者に貸し出す公設民営方式で、 が主体的に光ケーブルを敷設し、民 となっている、インターネットを利用 間では生活する上で欠かせないもの 情報通信基盤の整備を実施しました。 に触発され、合併特例債を活用し、町 住みたくない」という若者たちの言葉 ンターネットが利用出来ない町には い止めることは、重要な課題です。「イ にとって、若年層の町外への流出を食 子高齢社会を迎えているときがわ町 できない地域が存在していました。少 地域がありました。このため、若者の 高速通信環境の整備が遅れており この光ケーブル網を活用し、町か 方でADSLですら利用できない ときがわ町は、 民間事業者による

ツイッターの技術を応用した「ーか らの情報発信ツールとして、NTT 発信する売り出し情報などについて を借り受けている町内の商店などが 報などの行政情報はもちろん、端末 貸し出し、利用していただいていま 式の情報端末を町民や町内事業者に わらばん」と呼ばれるタッチパネル の「光ーフレーム」の端末を利用し 町からのイベント情報、観光情



利用者に情報発信しています。 も、文字と写真で「一かわらばん」

■バス体系を「ハブ&スポーク化」

あります。 く、少子高齢化対策の重要施策でも あり、単なる利便性の向上のみでな 継続させる事などの点で大変重要で 接続が求められるようになりました。 性の高いとなり町にある私鉄駅への とにより、町民のバス路線へのニー 高齢者が住み慣れた自宅での生活を 実は、通勤通学者の足を確保する事、 の駅への輸送だけでなく、より利便 ズが多様化し、単に町内にあるJR 公共交通機関であるバス路線の充 合併により町の面積が拡大したこ

を立ち上げ、 町では、 バス事業者など、多角的な見地 「公共交通活性化協議会」 町民代表や大学の有識

に定住化するための住居を確保する

課題の解決を図

(ときがわ町長

関口定男

山間部をきめ細かく走るデマンドバス。町民の関 心は高く、利用説明会には多くの人が訪れ、職員 の説明に耳を傾けた。



森林整備と木材の利用、

それぞれ

今後は、

町の森林資源を活用



定できる「デマンドバス」

を導入、

高齢者にもわかりやす

地域にも、きめ細かくバス路線を設 部であるため大きなバスが入れな

バス体系の再編成と同時に、

Ш 間 ズな接続を可能にしました。

JR系1駅、

私鉄系3駅への

ハブバス停。すべてのバスは、ここから 放射状に目的地へ

を採用したバス体系へ一

新すること

バスセンターを中心に放射

た。その結果、「

ハブ&スポ

からバス体系の在り方を検討しま

伸びとなりました。

・時点でバス利用者が対前年比15% 一ン料金制を導入した結果、

通信環境整備、 に代表される生活基盤整備の次の手 . 齢化に歯止めをかけるためには ときがわ町の重要課題である少子 バス体系の一新など

おわりに

交通遺児家庭に 暮らしの安心を

併せてそれらの産業に

ときがわ町

交通遺児育成基金が 力強くバックアップします。

1980年8月の設立から 交通遺児の皆さんとともに。

〈お問い合わせ・お申し込み〉

財団法人 交通遺児育成基金 (B土交通省所管) 〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階

500 0120-16-3611 (通話無料) http://www.kotsuiji.or.jp

協力団体/独立行政法人自動車事故対策機構(本部TEL03-5276-4451) 財団法人 自動車事故被害者援護財団 (TEL03-3237-0158)

交通遺児 育成基金制度とは

白動車事故で父親あ るいは母親を亡くした 遺児が交通遺児育成基金に加入し、 損害保険会社等から支払われる損害賠償 金等の中から拠出金を払い込むと、これ に国や民間からの援助金を加えて安全・ 確実に運用し、遺児が満19歳に達 するまで育成給付金を支給 していく制度です。

- ●満16歳未満 (0~15歳) まで加入できます。
- ●拠出金は加入年齢で金額が異な
- ●育成給付金は加入者の年齢と ともに増えていきます。

交通遺児 育成基金の仕組み



- ●給付期間は加入月の翌月 から満19歳に達する月まで、 3カ月ごとにまとめて支給されます。
- ●入学・就職や給付終了時にお祝い 金を支給。加入者とその家族への 援護活動も行っています。

情 報

人気コンテンツは

「寄生虫・ハリガネムシの生態観察

自治体のインターネット利用は

ネット時代の情報発信のヒント 低コストで高視聴率を可能にする ~ 🗆 🗆

그 |

チ

0 U 07

世界に支援を訴えた被災地市長 You Tube で

を持つのは異例のことである。 方自治体のいち首長が、世界に影響力 市長を選び、話題となった。日本の地 の一人に、福島県南相馬市の桜井勝延 の「世界で最も影響力がある100人」 ス情報誌『タイム』が、2011年版 4月21日、アメリカの伝統あるニュー

だ。ビデオのアップから雑誌の発行ま 上に市長が登場することになったの り市は孤立し、食料・ガソリンなどの生 るかがわかる。 報がいかに短期間で大きな範囲に広が でひと月足らず。YouTubeの情 に全世界で増大し、翌月にはタイム誌 英語の字幕付映像が登場したことも Tube(ユーチューブ)」にアップした。 ターネットの動画投稿サイト「You 支援を訴えるメッセージビデオを、 来ない。そこで、桜井市長は3月下旬 活物資が不足した。マスコミも取材に 退避を強いられた。放射線の恐怖によ 所の事故により住民は市外避難、自宅 で被災し、さらに福島第1原子力発電 南相馬市は、3月11日の地震と津波 動画の閲覧回数はまたたくま イン

> 2006、7年ごろから、 開局である。 年、和歌山県のインターネット放送局 クメイキングとなったのは、2008 たが、話題になりにくかった。エポッ ページで動画を流すという形で始まっ ンターネット放送局を開設し、ホーム 和歌山県は、開局と同時にY 0

にしたのだ。 の放送局ページでも閲覧できるしくみ 作した動画をYouTubeにアップ Tubeを活用する方法をとった。製 し、そこにリンクを張ることで県専用

これは、名産のイカの姿をした宇宙人 費用も高く、 得している。しかし、このような専門 アニメ風のタッチで多くの視聴者を獲 世紀エヴァンゲリオン』といった人気 が、函館の観光地を襲撃するというス PRのためにアップしている『函館 生しない。視聴率では、函館市が観光 無料で投稿でき、サーバーの管理、メ とである。アカウントさえ取得すれば スト」で「高視聴率」を期待できるこ 家が制作する大掛かりなコンテンツは トーリーで、『機動戦士ガンダム』や『新 万回を超え、大きな効果を上げている。 イカール星人』シリーズが、閲覧数40 ンテナンスなどランニングコストも発 YouTubeのメリットは、 函館市のような有数の観 低二

県などがイ 光地だから可能だと言える。

然などを、いかに面白く切り取って発 が多いため、 アックな歴史や文化が人気を得ること 懸命に生きる「ど根性アオバスズメダ 生態観察」や、尾びれを欠きながらも 業だけをプロが行っても、 が行い、編集作業はプロに依頼する形 信するかが、高視聴率への勝負となる。 イ」など。YouTubeでは、マニ 見られない「寄生虫・ハリガネムシの コンテンツは、県立自然博物館でしか 員が頭をひねっている。県動画の人気 You Tubeで高視聴率を得られる るからだ。そして、低コストながらも、 をとっている。デジタル撮影機器の件 ような魅力的なコンテンツ作りに、 クオリティが得られるようになってい いっぽう和歌山県では、撮影は職員 映像作品の要である編集作 地域ならではの歴史や自 ある程度の 職

内容の面白さ 手軽だからこそ問われる

がネット上へは、極端な話、パソコン 報発信をするためには、それなりにま ろ印刷にしろ、以前は媒体を使って情 いかが効果を左右する。テレビ局にし ぶん、コンテンツの内容がいかに面白 言えることだが、初期投資が低くすむ とまった費用が必要であった。ところ これは、ネット情報発信のすべてに

> 今までの媒体の比ではなく、人々の琴線 ことと、面白いコンテンツを発信するこ とだ。そしてネットの゛ロこみ、効果は ある。工夫とは、YouTubeなどの 聴者に届けるためには、 き起こしているため、自分の情報を視 軽さが、ネット上での情報の氾濫を引 に触れる情報は、またたく間に広がる。 1台あれば可能である。しかしこの手 人がたくさん集まるサイトを利用する 工夫が必要で

のパソコンは世界とつながっている。 のために、 町を離れ全国各地で活躍されているみ みなさんには、地域や行政の情報を。 町の情報をYouTubeにアップし 住民生活を守るため、 目的は、この3つに集約されるだろう。 なさんには、ふるさとの映像を」とう 全国のみなさんには、信濃町の魅力を。 ている。トップページには「信濃町の たわれている。自治体が情報発信する 町村の例では、 情報発信は不可欠だ。役場 長野県信濃町役場が また地域活性化



YouTube に投稿されている 信濃町役場の動画

町

相互救済するため、昭和二

一十三年四月より地

方自治法第二六三条の二(相互救済事業経営

等が火災や自然災害等によって生じた損害を

建物災害共済事業は、町村の所有する建物

建物災害共済事業

載して、これを行う』との定めによるものである。

第二二条の

概要及び決算について認定を得たので、次のとおりその概要を報告する。

平成二十三年七月八日開催の評議員会の同意を得、

地方自治法第二六三条の二の第一項の規定に基づいて公有物件

『地方自治法第二六三条の二の第二項に定める通知および公示は、全国町村会が発行する「町村週報」に掲

町村週報への掲載は、公有物件災害共済規約

同日の理事会において、

平成二十二

一年度事業 の災害共

経常費用八七億二、三三七万余円

(同三七・

円を含む事業費計八一億四、五五三万余円及

一・二%減)と共済金二四億三、二四一万余

び管理費計五億七、七八三万余円をあわせた

常収益合計七六億九、二〇七万余円(前年比 担金収入五九億八、二八二万余円等を含む経

(建物・自動車)

済事業を行っている。

財団法人全国自治協会は、

活 動 二十二年度 成

公有物件災害共済事業の

概要報告

財団法人全国自治協

会

表(1) 建物共済受託実績

区	分	平成22年度	平成21年度	比較増減	増減率
件	数	370,508件	369,998件	510件	0.1%
共済	責任額	30,856,721,305千円	31,178,406,020千円	△321,684,715千円	△1.0%
収入	分担金	5,982,829,549円	6,041,732,848円	△58,903,299円	△1.0%

(注) △印は減を示す。

表(2) 建物共済罹災状況

区	分	平成22年度	平成21年度	比較増減	増減率
件	数	4,277件	3,983件	294件	7.4%
支払	共済金	2,432,416,535円	2,596,539,050円	△164,122,515円	△6.3%
損	害 率	40.7%	43.0%	△2.3%	

(注) △印は減を示す。

建物共済用途別罹災状況

201	,	门是为了巨人小人		
	用 途 別	件 数	支払共済金	損 害 率
	学校関係施設	922件(21.6%)	231,786,981円(9.5%)	3.9% (16.9%)
	役場関係施設	432 (10.1%)	253,430,739 (10.4%)	4.2 (66.3%)
建	医療関係施設	71 (1.7%)	76,004,448 (3.1%)	1.3 (34.8%)
地物	住宅施設	172 (4.0%)	198,048,978 (8.2%)	3.3 (41.1%)
'	社会教育·文化施設	494 (11.6%)	169,634,143 (7.0%)	2.8 (18.6%)
共済	福祉関係施設	325 (7.6%)	126,435,077 (5.2%)	2.1 (23.3%)
河	体育・レクリエーション施設	647 (15.1%)	321,938,173 (13.2%)	5.4 (38.7%)
	環境衛生施設	699 (16.3%)	780,855,791 (32.1%)	13.1 (117.7%)
	その他の施設	515 (12.0%)	274,282,205 (11.3%)	4.6 (49.1%)
合	計	4,277 (100.0%)	2,432,416,535 (100.0%)	40.7 —

(注) 損害率は総分担金収入に対する用途別の損害率であり、() は各用途別区分 収入に対する用途別の損害率である。

表(4) 建物共済災害見舞金給付状況

区	分	平成22年度	過年度	合 計
件	数	- 件	150件	150件
災害見舞	金給付額	- 円	124,429,181円	124,429,181円
未払	費用	2,340,000,000円	493,993,083円	2,833,993,083円
合	計	2,340,000,000円	618,422,264円	2,958,422,264円

2、罹災状況

得て事業基盤は順調に推移していたものの委 協会が受託事業として実施し、現在に至って 託団体の減少に伴い分担金収入は減収となっ 府県支部(町村会)のご理解と多大な協力を いる。この間、 の委託)の規定に基づき、財団法人全国自治 共済委託町村ならびに各都道

継続加入推進に努めているところである。 の財政負担の軽減をはかり、共済委託物件の 内容の充実をはかるとともに、共済委託団体 た。

このため、事業の運営にあたっては、制度 平成二十二年度の正味財産は、共済基金分

二三六万余円増加した。 のとおりである。 平成二十二年度の受託及び罹災状況等は次

金二三億四、〇〇〇万円の支払いを見込み運

すこととした。一方、基金積立金は、四億二、 営準備積立金一四億五、三六六万余円を取崩 の減額となった。これは、東日本大震災によ 七%増)との差引き一〇億三、一三〇万余円

加入物件が甚大な被害を被り、災害見舞

収入分担金は、五九億八、二八二万余円で前 とおりである。受託件数は三七〇、五〇八件 八九〇万余円(一・〇%)の減となった。 年度実績六○億四、一七三万余円に比し五、 億余円減の三〇兆八、五六七億余円となった。 た。また、共済責任額は前年度比三、二一六 で、前年度比五一〇件(〇・一%)の増となっ 平成二十二年度の受託実績は、表(1)の

となった。なお、収入分担金五九億八、二八 年度より二九四件(七・四%)の増となり、 3、用途別罹災状況 二万余円に対する損害率は四○・七%である。 支払共済金は前年度より一億六、四一二万余 おりである。罹災件数は四、二七七件で、前 平成二十二年度の罹災状況は表 (2) のと (六・三%)減の二四億三、二四一万余円

4、災害見舞金 衛生施設が最も高くなっている。

払共済金及び用途別の損害率においては環境

る。罹災件数は学校関係施設が最も多く、

支

用途別の罹災状況は表

(3) のとおりであ

災害見舞金は、自然災害(地震・噴火・津波

する自動車について生じた損害及び自動車に

自動車損害共済事業は、

町村が管理、

使用

自動車損害共済事業

とおりである。

ての消防設備資金の貸付状況は、表(5)の

共済事業委託町村等に対する還元融資とし

による損害)に対して給付するが、平成二十

よって生じた共済委託町村が被る法律上の損

二七億一、四二二万余円で、前年度実績に比

し、六、四四五万余円(二・三%)の減となっ

一年度においては、表(4)のとおりである。

動 活

表(5) 消防設備資金融資

貸付年度	貸付件数	貸 付 額	償還済額	本年度末貸付残金
平成16年度	209件	3,360,500,000円	2,835,698,000円	524,802,000円
平成17年度	131	2,296,700,000	1,573,104,000	723,596,000
平成18年度	114	1,950,800,000	1,003,840,000	946,960,000
平成19年度	98	1,750,800,000	594,472,000	1,156,328,000
平成20年度	99	1,879,300,000	330,092,000	1,549,208,000
平成21年度	82	1,633,900,000	0	1,633,900,000
平成22年度	81	1,674,900,000	0	1,674,900,000
合 計	814	14,546,900,000	6,337,206,000	8,209,694,000

- (注) 平成22年度の貸付条件は次のとおりである。
 - 1. 償還期限は資金を借受けた翌年度から7年以内
 - 貸付利率は貸付期日により異なり、12月1日貸付分が0.3%、1月11日貸付分が 0.5%、2月1日貸付分が0.5%、3月1日貸付分が0.6%、3月25日貸付分が0.6 %である。

自動車共済受託実績 表(6)

	分		車両共済	賠 償 共 済				計	
	7	21	平 門 共 佰	対	物	対	人	合	ĦI
平成22年度	台	数	109,769台	1	14,262台		113,986台	3	338,017台
	収入分	〕 担金	1,262,425,320円	900,2	95,470円	551	1,501,050円	2,714,2	221,840円
平成21年度	台	数	114,573台	1	19,174台		118,926台	3	852,673台
程 度	収入分	护担金	1,282,204,260円	925,9	64,390円	570	0,513,130円	2,778,6	81,780円
比	台	数	△4,804台	Δ	4,912台		△4,940台		14,656台
比較増減			(△4.2%)	(△4.1%)		(△4.2%)	((△4.2%)
1	収入分	护担金	△19,778,940円	△25,6	68,920円	△19	9,012,080円	△64,4	159,940円
%			(△1.5%)	(△2.8%)		(△3.3%)	((△2.3%)

(注) △印は減を示す。

自動車共済損害状況

			分 車両共済		賠 償 共 済			合 計	計	
		91		平 門 共 佰	対	物	対	人		ΙĦ
平	件		数	6,803件		2,053件		172件		9,028件
平成22年度	支払	4.共泽	金	1,054,326,856円	316,8	835,057円	199,	307,092円	1,570,4	69,005円
度	損	害	率	(83.5%)		(35.2%)		(36.1%)		(57.9%)
平	件		数	6,324件		2,009件		176件		8,509件
平成21年度	支払	4.共淫	金	959,712,907円	328,0	072,789円	212,	604,894円	1,500,3	90,590円
度	損	害	率	(74.8%)		(35.4%)		(37.3%)		(54.0%)
比較	件		数	479件		44件		△4件		519件
比較増減(%)	支払	4.共泽	金	94,613,949円	△11,	237,732円	△13,	297,802円	70,0	78,415円
%	損	害	率	(8.7%)		(△0.2%)		(△1.2%)		(3.9%)

(注) 損害率=支払共済金/収入分担金 △印は減を示す。

をはかるとともに、事故によって生ずる事故 少傾向等に伴い分担金収入は減収となった。 盤は順調に推移しているものの、公用車の減 業として、昭和三十三年十月に発足した。こ 互救済事業経営の委託)の規定による共済事 済事業と同様、地方自治法第二六三条の二(相 害賠償額を相互に救済するため、 (町村会)のご理解と多大な協力を得て事業基 事業の運営にあたっては、制度内容の充実 共済委託町村ならびに各都道府県支部 建物災害共

四九億二、五五七万余円である

6、消防設備資金融資

○八億八、五九三万余円、運営準備積立金

一万余円となり、 業剰余金の積立)

その内訳は、基金積立金三 の総額は四五八億一、一五 産収入をもって造成)及び運営準備積立金(事

平成二十二年度末における基金積立金(財

四二二万余円等を含む経

制の強化をはかり早期かつ適正な解決に努め 処理については査定専門員を配置し、

査定体

常収益合計三二億七四二万余円(前年比四 担金収入二七億一、 平成二十二年度の正味財産は、共済基金分

> 共済事業収支に欠損が生じたため同積立金を 規約に基づき基金積立金に繰り入れ一億三、 増)となった。この当期増減額については 増)との差引き一億一、七五○万余円が増加 常費用三〇億八、九九一万余円(同一・六% 管理費計一億九、 を含む事業費計二八億九、九〇二万余円及び 取り崩し、てん補したため、 二八四万余円増加したが、運営準備積立金は 八%減)と共済金一五億七、〇四六万余円等 円減少した。 一六○億五、七八三万余円(同○・七% 〇八九万余円をあわせた経 一、五三三万余

平成二十二年度の受託及び損害状況等は次

収入分担金は対物賠償共済九億二九万余円で

四、九四〇台(四・二%)それぞれ減少し、

前年度比二、五六六万余円 (二・八%)、対

人賠償共済五億五、一五○万余円で、前年度

対人賠償共済一一三、九八六台で、前年度比

二台で前年度比四、九一二台(四・一%)、

共済においては、対物賠償共済一一四、二六 余円(一・五%)の減となった。また、賠償

六、二四二万余円で、前年度比一、九七七万

とおりであって、共済基金分担金収入総額は、 のとおりである。 平成二十二年度の受託実績は、 表 6

0)

比一、九〇一万余円(三・三%)の減となった。

2、損害の状況

いては、一〇九、七六九台で前年度比四、

(四・二%)の減、

収入分担金一二億

共済種別毎の受託状況では、車両共済にお

○三件、前年度比四七九件増加し、対物賠償 おりであって、損害件数は車両共済で六、八 平成二十二年度の損害状況は表 (7) のと

対人賠償共済は一七二件で、前年度比四件の 減となった。 共済は二、〇五三件で、前年度比四四件の増、 対物賠償共済は 前年度に比べ、

〇・二%、対人賠償共済一・二%減少した。 ・両共済が八・七%増加し、 また、損害率においては、

年度支払備金として七五九件、二億九、七三 積り(千円未満切り捨て)の上、平成二十二 九万余円を計上した。 ているものについては、損害共済金を概算見 既発生事故であって共済金が未請求となっ

三万余円となり、その内訳は、基金積立金四 業剰余金の積立)の総額は一六○億五、七八 産収入をもって造成)及び運営準備積立金(事 億七七五万余円、運営準備積立金一一九億 平成二十二年度末における基金積立金 (財

うまさに出会う、収穫の旅へ。 58町村の旬の農産物、今が食べどき!



により、 産業祭等を県内外に情報発信すること 協働で行う収穫祭、 元の人々との交流を通じて「ふるさと (町村)」の「元気」と「よさ」を広く 、ピールすることを目的としていま 多くの人々を信州に呼び、 農林産物の紹介や販売、 農業祭、 物産展

さと収穫祭めぐり2011」を実施し 会が主催して ーンは、 今年で8年目を迎えるこのキャン 県内58町村が地域住民との

元気」を探しにふるさと信州にお越し

ぜひ美味しいもの、そして

「町村の

ムページをご覧ください ください なお、詳細については町村会のホ 電話026-234-3530

ベントが目白押しです。 な農産物や特色ある産品に出会えた 長野県内では夏から秋にかけて新鮮 大自然との触れあいが楽しめるイ

http://machimura-nagano.jp/furusato2011/

町村専用ページ「町村.com」をご覧になっていますか

http://www.zck.or.jp/choson/

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便 性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、 全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村 .com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、こ



れからも充実をはかっていきたいと考えてい ますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下 記のメールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp

- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただ ける専用ページです。
- ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平 成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会 広報部までメール(kouhou@zck.or.jp)でお願いいたし ます。

随 想

随 川 過疎 間地域における町づくり 化 が 進む 和歌山県紀美野町長 寺ら 本と 光か 嘉が

あります。 2町が合併し、 紀美野町は、 新しく誕生した町で 平成18年1月1日に

石高原」 5㎝の反射望遠鏡を備えた「みさと 支流、 井沢とも言われる県立自然公園「牛 大草原が一望でき、 天文台」 内でも屈指の大きさを誇る口径10 観望できる、一般公開用としては国 す。また満天の星空が見える夜空を 内には多くの名所や旧跡がありま 野山と歴史的につながりが深く、町 がる丘陵地と山地からなっています。 のうち75%が森林を占め、 を霊峰・高野山を源にもつ紀ノ川の 八口約1万人余、 和歌山県の北部に位置する本町は、 貴志川が流れ、その流域に広 がある自然豊かな町です。 をはじめ、 世界遺産である霊場・高 面積128・31㎞ 別名:関西の軽 秋にはススキの 町の中央

限界集落となり総世帯数は減少する が37%を超え、 我がまち紀美野町でも高齢化率 |国的に少子高齢化が言われる 64地区中、

> 況となりつつあります。 会的共同生活の維持が困難に陥る状 歯 独居老人が増加し、 地区の計

基本として2期目を務めています。 からせていただき、 紀美野町の初代町長として町政を預 私は、平成18年に町長選挙を経て 活気と夢のあるまちづくり」を 現在「豊かな自

町民の皆様の盛り上がりと、行政が れています。町民の皆様の盛り上が を設け、皆様精力的に活動を続けら ていく地域ブランドづくり等の部会 の方々や個人参加の方々で組織立て もとに民活を主体とした、各種団体 でつくるまちづくり」という考えの かと実感いたしております。「みんな 両輪となることが最も理想ではない 取り組む住環境整備等、この二つが た「まちづくり推進協議会」が設立さ を象徴する団体として、町おこし 町づくりの基本的な考えとして、 次に「活気のあるまちづくり」と 一翼を担っていただいております。 美しい郷づくりや特産品を育て

> 相談から地域案内まで行う一元的窓 係るモデル市町村に認定され、 舎暮らし支援事業」の移住・交流に は和歌山県が推進する「わかやま田 自然が多く、 いることは言うまでもありません。 域の存続・活性化に寄与して頂いて 市部より9名の移住された方々が地 構築を行っています。現在までに都 を行うための「空き家情報システム」 空き家の確保や修繕費用の情報提供 歌山大学」と連携し、賃貸等可能な きみの定住を支援する会」及び「和 行っている「特定非営利活動法人 ンを促進するプロジェクトの支援を 住民等で構成されるU・ー・Jター に訪れる方々が多く、平成18年度に 関西圏から1~2時間程度の近場で 口を設置しております。また地域の 人気があるため、移住を希望し相談 してU・ー 山間の静かな町として 移住

聴のために大規模改修の必要がある ちろんのこと、地域特有の対策方法 放送の難視聴地域の解消に向け、 分を占めることから、地上デジタル リデジタル波が届かない地区が大部 状況でした。山間部特有の地形によ 組合の半数が、 小40からなる地上アナログ共同受信 に移行されることに伴い、 アナログ放送から地上デジタル放送 を勘案していたところ、近年、 として、ヘリポートや防災無線はも 次に「安全、安心のまちづくり」 地上デジタル放送視 町内の大 地上

> になっております。 話等で、重要なメディアとしてのテ 中山間地の主な災害である山崩れに 優れているとともに、本町のような 聴であり、 たギャップフィラー方式は無線の共 ら放送を開始しております。 上アナログ共同受信組合と協議を重 レビを通じて情報を得ることが可能 テレビやワンセグ機能のある携帯電 よる有線切断の心配がなく、 より格段にコストパフォーマンスに 行い、町内66局で平成23年3月末か 地上デジタル放送中継施設の設置を のギャップフィラー方式による町営 において、 町自らが事業主体となる全国初 電力が途絶えても車載用 有線によるデジタル対応 災害時 採用し

とも邁進して参りたいと思います。 助けていただきながら、紀美野町が 強く感じております。 ることが私たち町民の責務であると 自然を守り、 の課題が山積しています。このよう 化、地域経済の低迷、雇用問題、 がございます。急速に進む少子高齢 方を取り巻く環境は大変厳しいもの の姿を大きく変えました。今日、 活気と夢のある町となるよう、 な状況の中ではございますが、 方分権の推進に伴う行財政改革など よりどころである豊かで素晴らしい 平成の大合併により、市町村もそ 情熱的な町民の皆様の後押しに 新しい歴史を築いて参 気さくで温か 心の 地







(自動車総合保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定 搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。 お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、 共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら!

- ○無事故による割引で新規から 33% (保険料)割引 (ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。)
- ○集団扱年一括払いによる割引で更に
- ○保険料分割払(12回)も選択可能です。 (保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払の5%割引の適用はありません。)

無料ロードサービスがついてきます。 ご契約のお車が、事故・故障で自力走行できなく なった場合、事前にロードサービス専用デスクに ご連絡ください。JAFにお取り次ぎし、レッカーや 30分程度の緊急修理などを手配します。

●バッテリー上がりや、キー閉じ込み、ガス欠など

◎ 1 年間事故が無かった場合は、翌年の等級は 1 等級上がります。 事故によって車両共済(保険)をご利用された場合は、事故件数1件につき3等級下がります。

契 約 条 件 と 掛 金(保 険 料)例

- 自動車総合保険(損保ジャパン)保険期間1年
- ・自動車保険集団扱年一括払による割引5%適用。

名 フィット 式 GF6 初度登録 平成23年2月 年 齢 条 件 26歳以上補償 運転者限定 本人:配偶者限定 記名被保険者 30才

新車割引有 共済(保険)金額 150万円 払 込 方 法 集団扱年一括払

加入タイプ	自己負担額(免責金額)なし	自己負担額(免責金額)5万円
一般条件(割引適用済)	56,400円	42,710円
(通常・新規で加入する場合)	79,970円	60,570円
車対車 + A (割引適用済)	25,040円	18,960円
(通常・新規で加入する場合)	35,500円	26,880円

- ・上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(ノンフリート等級9等級)の場合のものです。保険料 は平成23年4月1日現在のものであり、変更される場合もあります。
- ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
- ・上記掛金(保険料)例の「通常に新規で加入する場合」とは、ノンフリート等級6S等級を適用した保険料を例示したもの
- ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問 い合せください。
- ※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に 限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里 (取扱代理店)

●フリーダイヤル 0120-731-087 (受付時間 月~金 午前9時30分~午後5時) お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。

03-3519-7325 ●FAX番号

●ホームページアドレス http://www.chisato-ag.co.jp

〒100−0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

- ●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
- 集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。 詳細については、取扱代理店(千里)または損保ジャパンにお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉㈱損害保険ジャパン

SJ10-13443(2011.3.18作成)